

## 指導要綱に基づく協議にあたっての注意事項

開発事業計画承認願を提出する前に、下記の関係各課と十分協議を行った上で調整済の図面等を提出してください。(未調整の場合は受理できない場合があります。)

### ■土木課 (市担当者記入 )

1. 道路及び道路附属物等に関する事項
2. 雨水排水等に関する事項
3. 公園に関する事項

### ■下水道課 (市担当者記入 )

1. 公共下水道污水管等に関する事項
2. 公共下水道雨水管等に関する事項
3. 公共汚水ます等に関する事項
4. 宅地内排水設備等に関する事項

(注) 排水設備工事については、羽村市指定下水道工事店以外による申請及び施工はできません。

### ■水道課 (市担当者記入 ) 042-554-2269

1. 水道本管(配水管)等に関する事項
2. 給水施設(給水管、受水槽、量水器等)等に関する事項
3. 消火栓等の給水に関する事項

(注) 給水設備工事については、羽村市指定水道工事店以外による申請及び施工はできません。

### ■環境保全課 (市担当者記入 )

1. 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、電波障害等に関する事項
2. 緑地及び植栽に関する事項

### ■生活安全課 (市担当者記入 )

1. 消防施設設置(防火水槽、消火栓)等に関する事項
2. 駐車場、駐輪場設置(市条例)等に関する事項

### ■生活環境課 (市担当者記入 )

1. ごみ収集、ごみ集積所等に関する事項

### ■教育委員会 生涯学習課 (市担当者記入 )

1. 文化財保護条例等に関する事項

### ■その他

次に該当する事業については、都の関係部署との打ち合わせを行ってください。

#### ○都市計画局多摩西部建築指導事務所 (立川合同庁舎) TEL 042-523-3171

- ・都市計画法第29条の開発行為に該当する事業
- ・道路位置指定を受ける事業

#### ○環境局多摩環境事務所 (立川合同庁舎) TEL 042-523-3171

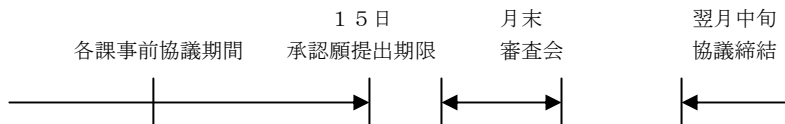
- ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」に該当する事業
- ・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に該当する事業

承認願提出期日は各月15日までです。

各課担当者と事前協議を確実に済ませ、その際に受けた指示事項等を図面に反映した上で、(指示事項が図面に反映されたことが確認できた時点で、課ごとに確認印を押します。課ごとの確認印が揃っていない場合は、都市計画課で承認願を受け付けません。)承認願いと、図面の正本1部(朱印)・副本10部・確認印用紙1部を都市計画課に提出してください。提出書類には、必ず通し番号をいれてください。

なお、状況によって提出部数が追加となる場合があります。

### 手続きフロー



(課ごとに確認印を押してもらってください。)

※協議締結日は審査結果により遅れる場合があります。

問合せ 羽村市都市整備部 都市計画課都市計画係

電話 042-555-1111 (内線 287・288)

FAX 042-554-2921